

株式会社ガイアパワー「(仮称)たびと中央ウインドファーム計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成30年11月9日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)たびと中央ウインドファーム計画段階環境配慮書」について、株式会社ガイアパワーに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：福島県いわき市田人町
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出力：最大68,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年 8月 16日
環境大臣意見受理	平成30年10月26日
経済産業大臣意見	平成30年11月 9日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ガイアパワー「(仮称)たびと中央ウインドファーム計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含め必要な情報の収集・把握を適切に行い、風力発電設備等について実現可能な事業計画を検討すること。また、保安林等について関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者が計画している風力発電設備等のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、2.により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカの生息が確認されているほか、イヌワシも確認されており、さらに、サシバ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生及び森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき指定された保安林が存在している。特に事業実施想定区域内の北側には、まとまりをもった自然植生が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、

植物及び生態系への影響について予測並びに評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地を活用すること等により、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、主要な眺望点である「明神山」等が存在しており、本事業の実施により、これらの眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な展望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測並びに評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。